

不適正な経理処理に関する
全庁調査報告書

平成 21 年 2 月 26 日
愛 知 県

はじめに

今回の不適正な経理処理に係る全庁調査の結果については、平成 19 年度分は昨年 12 月 15 日に、また、平成 13 年度から 20 年度分までの全体は 2 月 16 日に、それぞれ公表したところであります。その結果、すべての年度において、不適正な経理処理が存在していたことが明らかとなりました。

昨年の会計検査院の实地検査における不適正な経理処理の発覚と、その後の全庁調査結果により、県民の皆様への県行政に対する信頼を大きく損なうことになりましたことを、改めて、知事始め県職員一同、深く反省し、心からお詫び申し上げます。

愛知県の行った全庁調査は、需用費については国庫補助事業を含む全事業を対象として平成 13～20 年度の 8 年間、賃金・旅費については会計検査院の实地検査に準じて国庫補助事業で平成 15～19 年度の 5 年間という、平成 20 年に会計検査院の实地検査を受けた 12 道府県の中では、大規模で徹底した調査を行ったところであります。

これは、知事の、“膿を出し切る”との強い決意のもと、職員一同が、事実を徹底的に調査し、原因を洗い出し、改善・再発防止策に取り組んで、二度とこのような問題を起こしてはならないとの強い思いがあったからであります。

また、経理適正化外部委員会の山田靖典委員長、前川三喜男委員及び村松豊久委員からは、県民の皆様の強い不信を払拭するには、不適正な経理処理の全貌を自ら解明して事実のすべてを公表するなど、県民の皆様の“納得性の高い”対応が必要であるとの助言をいただきました。経理適正化外部委員会の各委員には、民間の感覚で、行政の内部では気がつかない幅広い、有益で貴重なご意見をいただいたところであり、深く感謝申し上げます。

そして、この調査の実施に当たって、取引業者の方々には、元帳の写しの提供等について協力を要請するなど、多大なご迷惑をおかけしましたが、前向きにご協力をいただき感謝申し上げます。

さらに、県議会におかれては、本会議、常任委員会及び決算特別委員会等において、実態解明や再発防止に向けた真剣な審議をいただくとともに、今後の改善につながる貴重なご意見をいただいたところであります。

さて、昨年10月以来、経理適正化推進チームが、経理適正化外部委員会の助言をいただきながら、不適正な経理処理の実態解明を進めてきたところであります。

今回の不適正な経理処理について、主な原因とその分析を行ったところ、職員のコンプライアンス意識が薄れ公金取扱いの重要性に対する認識の低下や、私的流用ではないから許されるという誤った認識、国庫補助事業費は優先的に執行し余らせないという意識などの「職員の意識の問題」がありました。また、地方機関への予算配分時期が遅く、物品購入時期が年度後半となった、あるいは光熱水費の執行見込みが明らかとなる年度末に物品購入時期が集中したという「執行の問題」や、地方機関では物品の発注から納品、検査までの一連の手続きについて内部統制が機能しにくいという「体制の問題」がありました。

このため、県としては、改善・再発防止策として、職員の意識改革、物品調達体制等の見直し、予算執行等の見直し、内部統制の強化、国庫補助制度の改善要望や人事交流の促進などの取組を全庁あげて進めているところであります。

今後は、知事を始め管理監督者から広く一般の職員に至るまで、調査結果を真摯に受け止めて、処分については、個々の職員の責任の軽重や関与の度合いを見ながら、この報告書に示した考え方に基づき、厳正に対処してまいります。

また、職員からの返還金については、この報告書に示した考え方と対応に基づき、不適正な経理処理が長年にわたり、前例踏襲による慣行として行われてきたことを踏まえ、退職者も含めて、できる限り広く職員に負担を求めることといたしました。

そして、今回の問題に関連していただいたご指摘やご意見を真摯に受け止め、この報告書でまとめた原因の分析に沿って、改善・再発防止策にしっかりと取り組んでまいります。

最後に、信頼される県庁を取り戻すために、知事を先頭に、全庁一丸となって“心機一転”再生に向けて懸命に取り組んでいくことを、職員一同、県民の皆様にお約束するものであります。

目 次

第 1	問題の発覚	1
第 2	全庁調査の概要	3
1	経理適正化推進チームの設置と活動	3
2	経理適正化外部委員会の設置と活動	3
3	調査の進め方	4
第 3	全庁調査結果	8
1	不適正な経理処理に係る全庁調査の結果	8
2	不適正な経理処理に係る需用費の調査結果	13
3	国庫補助の対象外に係る賃金・旅費の調査結果	23
第 4	不適正な経理処理の発生原因	24
1	発生原因の究明	24
2	職員の意識に関する原因	24
3	物品調達体制等に関する原因	24
4	予算執行等に関する原因	25
第 5	改善・再発防止策	26
1	経理適正化対策本部の設置と活動	26
2	改善・再発防止策	26
第 6	不適正な経理処理に係る職員の処分及び職員からの返還金	34
1	職員の処分に係る基本的な考え方	34
2	職員からの返還金の基本的な考え方と対応	37
第 7	経理適正化外部委員会の主な意見	46
第 8	参考資料	49

第1 問題の発覚

一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金のねん出が行われていた事態が平成18年から19年にかけて明らかになり、公金を扱う地方公共団体の経理について社会的な関心が高まったことなどを受け、会計検査院による、都道府県における不適正な経理処理と国庫補助金等との関連についての検査が開始された。

本県においても、平成20年5月19日から23日の間、平成14年度から18年度までの間に農林水産省及び国土交通省から国庫補助金の交付を受けて執行した事務費等を対象として、本庁、農林水産事務所(4か所)及び建設事務所(4か所)において、会計検査院による会計実地検査が行われた。

この検査では、県の支出関係書類と取引業者の帳簿類(得意先元帳等)を照合させるなどの検査が行われ、その結果、虚偽の内容の支出関係書類を作成するなど不適正な経理処理による需用費の支出や、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費の支出があることが判明した。

会計検査院は、需用費において不適正な経理処理が判明したことから、本県に対し、会計実地検査を行わなかった残る農林水産事務所(3か所)及び建設事務所(5か所)についても、会計実地検査と同様の調査表を作成し提出するよう指示を行った。本県はこれを受けて調査表を提出し、会計検査院は、県から提出された調査表も含め平成20年10月までに不適正額の精査を行った。

本県分の検査結果は、当初会計検査院が内閣へ報告を行ってから公表することとしていたが、平成20年10月18日に不適正な経理の報道があったため、会計検査院の了解を得て、11月4日に内容を公表した。

本県では、こうした問題の発覚を受け、本県独自の自主的な不適正な経理処理の全庁調査を、過去にさかのぼって実施することとなった。

第2 全庁調査の概要

1 経理適正化推進チームの設置と活動

不適正な経理処理が判明した直後の平成20年10月20日、西村眞副知事を座長とし、総務部長、会計管理者、人事担当局長、農林水産部長及び建設部長を構成員とする「経理適正化推進チーム」を設置し、会計検査院から指摘を受けた需用費等について徹底的な調査を行うことを決定した。

また、10月23日には、各部局の次長を構成員とする「経理適正化推進チーム幹事会」を開催して不適正な経理処理に係る調査方法について決定し、調査を開始した。

さらに、11月4日からは、賃金及び旅費の調査にも着手した。

そして、平成21年2月25日の第23回に至るまで、経理適正化の推進のための活動を行ってきた。(詳細は、「第8 参考資料」のとおり。)

2 経理適正化外部委員会の設置と活動

平成20年10月31日、不適正な経理処理に係る調査や再発防止策等について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証、助言等を求めるため、弁護士2名と公認会計士1名からなる「経理適正化外部委員会」を設置した。

平成21年2月25日の第17回に至るまで、民間の感覚で、行政の内部では気がつかない、幅広い、有益で貴重な意見をいただいた。(詳細は、「第7 経理適正化外部委員会の主な意見」及び「第8 参考資料」のとおり。)

【経理適正化外部委員会の構成】(委員長以外は五十音順、敬称略)

職名	氏名	現職
委員長	山田 靖典 (やまだ やすのり)	弁護士
委員	前川 三喜男 (まえかわ みきお)	公認会計士
委員	村松 豊久 (むらまつ とよひさ)	弁護士

3 調査の進め方

需用費

会計検査院の会計実地検査で、物品の購入等に係る需用費の支出において、以下の5つの態様の不適正な経理処理が指摘されたことから、この検査の方法に準じて不適正な経理処理の有無について調査を行った。

< 会計検査院の平成19年度決算検査報告からの抜粋 >

不適正な経理 処理の態様	内 容
預 け 金	業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの
一 括 払	支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの
差 替 え	業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの
翌年度納入	物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの
前年度納入	物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

ア 対象年度

本県の支出金調書等の会計書類（以下「支出証拠書」という。）の保存年限が5年であるため、当初は平成15年度から19年度までを調査対象としたが、取引業者の帳簿類の保存年限は7年であり、5年を超えて支出証拠書が残っている機関についてはすべて調査を実施すべきとの経理適正化外部委員会からの助言もあり、平成13年度及び14年度についても調査対象とした。また、平成19年度支出の調査で平成20年度においても前年度納入が行われていたことが判明したことから、平成20年度（12月末まで）についても調査を実施した。

イ 対象機関

調査の対象機関は本庁及び地方機関（以下「所属」という。）とし、対象部局は、知事の事務部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、企業庁及び病院事業庁とした。なお、警察本部については、全部署を対象として、警察本部長による物品購入に重点を置いた定期監査を実施しているため、その自主性を尊重し今回の調査対象とはしなかった。

また、平成13年度及び14年度の調査については、支出証拠書の保存年限を超えていたため、廃棄されずに残っていたすべての機関を調査対象とした。

ウ 調査対象

需用費（公営企業会計は相当する節。以下同じ。）の支出（光熱水費、コピー代、新聞等定期刊行物、医薬品等は除外）

会計検査院の会計実地検査において不適正な経理処理として指摘がなかった本庁は取引の多い業者、地方機関はすべての業者との取引について実施した。

エ 調査方法

(ア) 平成15年度から19年度までの調査

a 県の支出内容と業者の帳簿類との突合

県の支出証拠書における支払日、契約内容（品名、数量、単価、

契約金額)、検査日等と、業者から収集した帳簿類(売上台帳、得意先元帳等の写し)における納入品目、納品日、入金日等との対比表を作成して突合を行った。

業者に対しては、帳簿類の提出や閲覧の協力を文書により依頼し、写しの提出等の協力が得られなかった業者に対しては、電話等により重ねて調査依頼するとともに、一部訪問調査なども実施した。

b 担当職員等に対する聞き取り調査

業者の帳簿類による確認ができなかったものについては、業者への聞き取り調査を行い、それでも確認できなかったものについては、経理適正化外部委員会の助言を受け、所属長が当時の担当者等から不適正な経理処理の有無等について聞き取り調査を実施した。

(イ) 平成13年度及び14年度の調査

平成15年度から19年度までの調査あるいは所属長による当時の担当者等からの聞き取り調査で、「預け金」、「一括払」及び「差替え」があった取引業者の帳簿類と県の支出内容を突合する方法や、当時の担当者等からの聞き取りにより調査を実施した。

(ウ) 平成20年度の調査

所属長が担当者等からの聞き取り調査をし、不適正な経理処理の有無を確認し、必要に応じて取引業者の帳簿類と県の支出内容を突合する方法により調査を実施した。

賃金・旅費

賃金、旅費については、会計検査院の現地検査において、需用費のように虚偽の内容の支出関係書類を作成して、預け金、一括払、差替え、翌年度納入、前年度納入といった不適正な経理処理を行ったという指摘を受けたものではなく、国庫補助の対象とならない用途の支出があったことが判明したものである。

したがって、県の調査も、国庫補助事業の賃金、旅費の支出について、国庫補助の対象が否かについて、会計検査院に準じて調査を行うこととした。

賃金については、「雇用された臨時職員が当該国庫補助事業と無関係の部署に配置されていないか。」を国庫補助事業による賃金の支出について支出金調書、雇用協議書などの書類を確認して調査を行った。

旅費については、「職員が当該国庫補助事業と直接関係のない用務で出張し

ていないか。」を平成20年5月に愛知県で実施された会計検査院の实地検査の際に示された下記の「対象外とする事例」を基準として、補助対象外となるものを集計した。

【対象外とする事例】

辞令交付、あいさつ回り、人事異動に伴う事務引継ぎ等通常業務補助事業に関係のない事業の竣工検査、用地交渉その他調整連絡補助事業と関係のないイベント事業（フェスティバル）への参加
起工式など記念式典の出席
管内視察及びその随行
各種協議会、期成同盟会等任意団体の総会、決起集会の参加
新規採用職員研修等補助事業に関係のない研修等への参加
外郭団体が主催するセミナー・シンポジウム等のうち補助事業に直接関係しない研修等への出席
その他補助事業との直接の関連性が認められない出張

ア 対象年度

平成15年度から19年度

賃金・旅費は補助の対象か否かについての調査であり、会計検査院の实地検査と同様過去5年間分を調査することとした。

イ 対象機関

調査の対象機関は、需用費調査と同様

ウ 調査対象

国庫補助を受けて実施した事業に係る賃金及び旅費

エ 調査方法

調査対象の賃金及び旅費について、各事業単位に1件ごとの支出実績を確認して、補助対象外とするものの調査、集計を行った。

第3 全庁調査結果

1 不適正な経理処理に係る全庁調査の結果

調査実施状況

ア 需用費

平成15年度から19年度までの調査対象延業者数の累計471千件余に対して、取引業者の帳簿類と突合が出来た件数は342千件余で、その率は72.7%、これに職員からの聞き取り調査を加えると、428千件余で90.8%の調査率となった。

また、金額ベースでは、調査対象金額405億円余に対して、取引業者の帳簿類と突合が出来た額は324億円余で、その率は80.0%、これに職員からの聞き取り調査を加えると、382億円余でその率は94.3%であった。

なお、平成13年度、14年度及び20年度については、調査方法が異なるため集計には含めていない。

(平成15年度から19年度分調査)

(単位：件、千円)

区分	調査対象 A		業者帳簿類との突合B		割合 B/A		職員からの 聞き取り調査 C		計 D(B+C)		割合 D/A	
	延業者数	金額	延業者数	金額	延業者数	金額	延業者数	金額	延業者数	金額	延業者数	金額
一般会計 特別会計	440,860	27,623,772	323,174	20,843,752	73.3%	75.5%	78,906	5,067,385	402,080	25,911,137	91.2%	93.8%
公営企業会計	30,370	12,907,260	19,516	11,582,632	64.3%	89.7%	6,461	735,991	25,977	12,318,623	85.5%	95.4%
計	471,230	40,531,032	342,690	32,426,385	72.7%	80.0%	85,367	5,803,376	428,057	38,229,760	90.8%	94.3%

(注) 各欄の数値は表示単位未満を四捨五入した数値であり、表内計算は合わない場合がある。(以下の表についても同じ。)

イ 賃金・旅費

平成15年度から19年度までの調査を実施した賃金・旅費の額は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	調査対象額		合計
	賃金	旅費	
一般会計・特別会計	998,205	897,162	1,895,367
公営企業会計	8,998	3,352	12,350
計	1,007,204	900,513	1,907,717

調査結果

不適正な経理処理に係る需用費のうち「預け金」、「一括払」、「差替え」については、244,055千円で、これに会計検査院の指摘分を含めると371,244千円であった。

このほかに需用費の翌年度納入、前年度納入が793,833千円、国庫補助の対象外に係る賃金・旅費が324,649千円あった。

ア 需用費（預け金、一括払、差替え）

（単位：千円）

区分	不適正な経理処理			
	需用費			
	預け金	一括払	差替え	計
平成13～20調査合計 （会計検査院指摘分を除く）	59,102	5,138	179,815	244,055
会計検査院指摘分	65,964	16,744	44,481	127,188
合計	125,065	21,882	224,296	371,244

イ 需用費（翌年度納入、前年度納入）、賃金・旅費

（単位：千円）

区分	不適正な経理処理			補助の対象外		
	需用費			賃金	旅費	計
	翌年度納入	前年度納入	計			
平成13～20調査合計 （会計検査院指摘分を除く）	509,413	239,264	748,678	32,307	154,219	186,526
会計検査院指摘分	34,233	10,922	45,155	26,352	111,772	138,124
合計	543,647	250,186	793,833	58,659	265,990	324,649

【「不適正な経理処理に係る全庁調査の結果」に係る国庫補助金額の状況】

(単位：千円)

区分	不適正な経理処理							補助の対象外		合計 + +	
	需用費							賃金	旅費		
	預け金	一括払	差替え	小計	翌年度納入	前年度納入	計				
平成14～19 調査合計	28,317	7,218	35,961	71,496	62,077	11,466	145,038	29,659	158,969	333,665	
内 訳	平成14～18 会計検査院 指摘分	18,978	6,964	18,324	44,266	12,735	4,376	61,377	12,906	55,787	130,070
	平成15～19 会計検査院 指摘分を除く	9,339	253	17,637	27,230	49,342	7,089	83,661	16,753	103,182	203,595

【年度別の国庫補助金額の状況】

(単位：千円)

年度	不適正な経理処理							補助の対象外		合計 + +
	需用費							賃金	旅費	
	預け金	一括払	差替え	小計	翌年度 納入	前年度 納入	計			
14	3,015	1,933	6,658	11,605	588	1,076	13,269	2,349	9,294	24,913
15	6,920	2,768	12,230	21,917	11,540	3,820	37,278	3,170	27,546	67,994
16	5,554	858	5,074	11,487	15,413	1,855	28,755	3,942	27,239	59,935
17	5,372	402	7,310	13,085	10,465	1,662	25,212	6,236	31,318	62,766
18	6,105	1,213	3,183	10,502	15,288	1,821	27,611	7,620	29,639	64,869
19	1,350	43	1,506	2,900	8,783	1,231	12,913	6,342	33,932	53,188
計 (会計検査院 指摘分を含 む)	28,317	7,218	35,961	71,496	62,077	11,466	145,038	29,659	158,969	333,665

会計検査院指摘分については、平成20年度中の返還に向け関係省庁と協議中である。

平成15年度から19年度分の全庁調査に係る国庫補助金については、今後関係省庁及び会計検査院と協議し対応する予定である。

【会計別、本庁・地方機関別の状況】

不適正な経理処理に係る需用費及び国庫補助の対象外に係る賃金・旅費について、会計別で見ると、一般会計・特別会計で1,432,940千円、公営企業会計で56,786千円が確認された。本庁・地方機関別で見ると、本庁132,530千円、地方機関1,357,195千円が確認された。

(単位：千円)

区分	不適正な経理処理 需用費							補助の対象外		合計 + +	
	預け金	一括払	差替え	小計	翌年度納入	前年度納入	計	賃金	旅費		
一般会計・特別会計	本 庁	0	0	0	0	0	0	0	3,050	127,990	131,040
	地方機関	111,498	21,109	209,211	341,818	529,329	238,196	1,109,343	55,150	137,407	1,301,900
	計	111,498	21,109	209,211	341,818	529,329	238,196	1,109,343	58,200	265,397	1,432,940
公営企業会計	本 庁	0	0	502	502	989	0	1,491	-	-	1,491
	地方機関	13,567	773	14,584	28,924	13,329	11,990	54,243	459	593	55,295
	計	13,567	773	15,085	29,426	14,318	11,990	55,734	459	593	56,786
合計	本 庁	0	0	502	502	989	0	1,491	3,050	127,990	132,530
	地方機関	125,065	21,882	223,795	370,742	542,658	250,186	1,163,585	55,609	138,001	1,357,195
	計	125,065	21,882	224,296	371,244	543,647	250,186	1,165,076	58,659	265,990	1,489,726

【不適正な経理処理等が行われていた機関数】

需用費において不適正な経理処理が行われていた機関は、地方機関では翌年度納入、前年度納入が多かったことから、平成15年度から19年度では、ほぼすべての地方機関となっていたが、本庁では病院事業庁のみであった。

また、賃金・旅費において国庫補助の対象外に使用していた機関は、賃金では本庁、地方機関合わせて10前後の機関であり、旅費では平成15年度、16年度に多く見られ、平成17年度から19年度では本庁、地方機関合わせて60余の機関であった。

(単位：機関)

区分	不適正な経理処理							補助の対象外		合計	参考 調査 対象機関
	需用費							賃金	旅費		
	預け金	一括払	差替え	小計	翌年度納入	前年度納入	計				
13年度	0	1	3	4	2	1	6	-	-	6	(7) 34
14年度	13	10	31	38	34	26	57	(1) 4	(2) 8	(2) 57	(10) 158
15年度	12	14	153	156	(1) 209	(1) 189	(1) 275	(2) 7	(6) 162	(7) 288	(19) 298
16年度	15	10	(1) 137	(1) 140	(1) 196	(1) 211	(1) 272	(2) 10	(6) 195	(7) 290	(19) 298
17年度	14	9	139	142	221	234	288	(2) 11	(6) 59	(6) 292	(19) 300
18年度	12	9	115	119	(1) 198	(1) 208	(1) 271	(2) 10	(6) 58	(7) 278	(19) 300
19年度	4	7	98	101	(1) 171	(1) 220	(1) 267	(1) 9	(5) 57	(6) 271	(19) 291
20年度	2	0	17	18	0	176	182	-	-	182	(19) 289

(注1) ()の数值は本庁を表し外数である。

(注2) 病院事業庁は平成16年度の発足であるが、それ以前も公営企業会計に含めた。

(注3) 平成14年度の賃金・旅費については、会計検査院の实地検査結果による数值

2 不適正な経理処理に係る需用費の調査結果

調査結果の総括

今回の全庁調査の結果、平成13年度から20年度までの間における需用費の不適正な経理処理の発生総額は、1,165,076千円が確認された。

また、不適正な経理処理が行われていた所属数は、304所属であった。

上記の金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと、平成13年度から20年度までの間における不適正な経理処理の発生総額は、992,733千円である。

部局名		該当所属数	預け金	一括払	差替え	小計 ~	翌年度納入	前年度納入	合計 ~
知事政策局	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(1)							
		1	0	0	0	0	154	224	378
総務部	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(18)							
		18	456	0	7,779	8,235	44,887	1,926	55,048
県民生活部	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(6)							
		6	3,745	0	8,603	12,348	56,873	2,037	71,257
防災局	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(1)							
		1	0	0	0	0	516	333	848
環境部	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(1)							
		1	0	0	10,227	10,227	2,005	848	13,081
健康福祉部	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(31)							
		31	3,063	0	2,856	5,919	70,168	10,877	86,964
産業労働部	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(13)							
		13	0	0	8,770	8,770	23,610	2,471	34,851
農林水産部	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(20)							
		20	4,486	12,117	106,942	123,545	87,011	41,788	252,344
建設部	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(14)							
		14	99,466	6,571	38,311	144,348	129,526	21,937	295,811
教育委員会事務局	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(185)							
		185	283	2,420	25,723	28,426	114,579	155,756	298,761
小計	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(290)							
		290	111,498	21,109	209,211	341,818	529,329	238,196	1,109,343
企業庁	(本庁)	(0)							
	(地方機関)	(8)							
		8	56	773	2,505	3,334	459	5,002	8,794
病院事業庁	(本庁)	(1)							
	(地方機関)	(5)							
		6	13,511	0	12,581	26,092	13,860	6,988	46,939
合計	(本庁)	(1)							
	(地方機関)	(303)							
		304	125,065	21,882	224,296	371,244	543,647	250,186	1,165,076

(注1) 該当所属数の()はうち数である。(以下の表についても同じ。)

(注2) 不適正な経理処理が行われていなかった部局は、地域振興部、国際博推進局、出納事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局である。

【会計検査院から指摘された金額（平成14年度～18年度）を控除した場合】

(単位:千円)

部局名	該当所属数	預け金	一括払	差替え	小計 ～	翌年度納入	前年度納入	合計 ～	
知事政策局	(本庁) (地方機関) 1	(0) (1) 1	0	0	0	154	224	378	
総務部	(本庁) (地方機関) 18	(0) (18) 18	456	0	7,779	8,235	44,887	1,926	55,048
県民生活部	(本庁) (地方機関) 6	(0) (6) 6	3,745	0	8,603	12,348	56,873	2,037	71,257
防災局	(本庁) (地方機関) 1	(0) (1) 1	0	0	0	516	333	848	
環境部	(本庁) (地方機関) 1	(0) (1) 1	0	0	10,227	10,227	2,005	848	13,081
健康福祉部	(本庁) (地方機関) 31	(0) (31) 31	3,063	0	2,856	5,919	70,168	10,877	86,964
産業労働部	(本庁) (地方機関) 13	(0) (13) 13	0	0	8,770	8,770	23,610	2,471	34,851
農林水産部	(本庁) (地方機関) 20	(0) (20) 20	1,090	364	64,220	65,673	64,212	31,884	161,770
建設部	(本庁) (地方機関) 14	(0) (14) 14	36,898	1,581	36,552	75,031	118,091	20,919	214,041
教育委員会事務局	(本庁) (地方機関) 185	(0) (185) 185	283	2,420	25,723	28,426	114,579	155,756	298,761
小計	(本庁) (地方機関) 290	(0) (290) 290	45,535	4,365	164,730	214,629	495,095	227,275	936,999
企業庁	(本庁) (地方機関) 8	(0) (8) 8	56	773	2,505	3,334	459	5,002	8,794
病院事業庁	(本庁) (地方機関) 6	(1) (5) 6	13,511	0	12,581	26,092	13,860	6,988	46,939
合計	(本庁) (地方機関) 304	(1) (303) 304	59,102	5,138	179,815	244,055	509,413	239,264	992,733

(注)不適正な経理処理が行われていなかった部局は、地域振興部、国際博推進局、出納事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局である。

「預け金」について
ア 「預け金」の状況

(単位:千円)

部局名	該当所属数	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
総務部	(本庁) (地方機関) 1	0	47	406	0	3	0	0	0	456
県民生活部	(本庁) (地方機関) 1	0	0	321	1,433	1,207	784	0	0	3,745
健康福祉部	(本庁) (地方機関) 3	0	2,005	1	12	967	79	0	0	3,063
農林水産部	(本庁) (地方機関) 5	0	156	641	2,163	785	740	0	0	4,486
建設部	(本庁) (地方機関) 7	-	18,359	26,858	16,888	17,793	13,893	5,674	0	99,466
教育委員会事務局	(本庁) (地方機関) 4	0	0	14	34	103	131	0	0	283
小計	(本庁) (地方機関) 21	0	20,567	28,242	20,530	20,857	15,627	5,674	0	111,498
企業庁	(本庁) (地方機関) 1	0	46	0	0	0	10	0	0	56
病院事業庁	(本庁) (地方機関) 3	0	1,390	3,366	2,893	778	2,393	2,567	123	13,511
合計	(本庁) (地方機関) 25	0	22,003	31,608	23,424	21,635	18,031	8,241	123	125,065

「預け金」の使用状況

(単位:千円)

部局名	所属数	調査時点の 繰越額() A	預け金額 B	計 C=A+B	使用総額 D	(最終返還日) 業者からの 返還額 E	現在高 F=C-D-E
総務部	1	1,645	456	2,101	941	(H21.2.5) 1,160	0
県民生活部	1	0	3,745	3,745	1,293	(H21.1.28) 2,452	0
健康福祉部	3	593	3,063	3,656	3,656	0	0
農林水産部	5	0	4,486	4,486	4,486	0	0
建設部	8	30,636	99,466	130,102	124,790	(H20.10.29) 5,312	0
教育委員会	5	164	283	447	447	0	0
企業庁	1	50	56	106	106	0	0
病院事業庁	3	0	13,511	13,511	13,500	(H20.12.12) 11	0
計	27	33,089	125,065	158,154	149,219	8,935	0

調査時点は各所属により異なり、平成13年度から15年度までのいずれかの年度である。

全庁調査の結果、平成13年度から20年度までの間における「預け金」が発生したのは、25所属で125,065千円が確認された。

(この金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと、平成13年度から20年度に「預け金」が発生した額は、59,102千円である。)

このほかに調査対象期間以前から繰り越された額が14所属で33,089千円あり、その合計額は27所属(うち2所属は調査対象期間以前からの繰越のみ)で158,154千円であった。このうち149,219千円が公用の事務用品等の取得により使用された。

なお、取引業者に「預け金」として残っていた8,935千円は、平成21年2月5日までにすべて返還され、現在高はなく「預け金」は解消されている。

イ 「預け金」の用途について

県の支出証拠書と業者の帳簿類と突合して、県の支出内容と業者の納品内容との対照作業を行った結果、用途については、様々な事務用消耗品(フラットファイル、スキャナー、USBメモリ等)や備品(机、椅子、パソコン、書庫等)の取得であり、通常公金で購入するには高価なものや、必要以上の機能を有するものなどが一部含まれていたが、すべてが公的使用に供されていたことが確認された。

「一括払」について

ア 「一括払」の状況

(単位:千円)

部局名	該当所属数	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
農林水産部	(本庁) (地方機関) (0) (6) 6	0	3,813	4,374	2,328	928	408	267	0	12,117
建設部	(本庁) (地方機関) (0) (7) 7	-	1,674	1,183	274	1,110	2,208	122	0	6,571
教育委員会事務局	(本庁) (地方機関) (0) (14) 14	0	392	823	296	480	398	32	0	2,420
小計	(本庁) (地方機関) (0) (27) 27	0	5,879	6,380	2,898	2,518	3,013	421	0	21,109
企業庁	(本庁) (地方機関) (0) (2) 2	191	119	204	73	0	121	65	0	773
合計	(本庁) (地方機関) (0) (29) 29	191	5,998	6,584	2,971	2,518	3,135	486	0	21,882

全庁調査の結果、平成13年度から20年度までの間における「一括払」が発生したのは、29所属で21,882千円が確認された。

(この金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと、平成13年度から20年度に「一括払」が発生した額は、5,138千円である。)

「一括払」については、会計検査院で指摘があった農林水産部及び建設部、今回の調査で明らかとなった教育委員会事務局及び企業庁の4部局で行われていた。

イ 「一括払」の用途について

「一括払」の用途については、「預け金」の場合と同様に、様々な事務用消耗品(再生紙、トナーカートリッジ、乾電池等)や備品(パソコン、デジタルカメラ等)の取得であり、すべてが公的使用に供されていたことが確認された。

「差替え」について

ア 「差替え」の状況

(単位:千円)

部局名	該当所属数	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
総務部	(本庁) (地方機関) (0) (13) 13	0	8	3,386	1,165	2,045	976	132	67	7,779
県民生活部	(本庁) (地方機関) (0) (5) 5	0	0	707	777	3,340	3,263	516	0	8,603
環境部	(本庁) (地方機関) (0) (1) 1	-	0	2,295	2,438	4,420	510	563	0	10,227
健康福祉部	(本庁) (地方機関) (0) (23) 23	0	4	947	587	629	340	349	0	2,856
産業労働部	(本庁) (地方機関) (0) (11) 11	0	326	927	701	2,439	2,553	1,744	81	8,770
農林水産部	(本庁) (地方機関) (0) (19) 19	615	18,468	35,581	17,815	12,491	13,627	7,425	920	106,942
建設部	(本庁) (地方機関) (0) (13) 13	-	1,903	6,522	5,355	15,759	5,600	3,025	147	38,311
教育委員会 事務局	(本庁) (地方機関) (0) (132) 132	0	151	5,951	6,402	5,652	5,040	2,283	244	25,723
小計	(本庁) (地方機関) (0) (217) 217	615	20,861	56,317	35,239	46,775	31,909	16,037	1,459	209,211
企業庁	(本庁) (地方機関) (0) (8) 8	33	349	421	154	260	449	426	413	2,505
病院事業庁	(本庁) (地方機関) (1) (5) 6	0	0	176	2,498	2,470	3,001	3,672	764	12,581
合計	(本庁) (地方機関) (1) (230) 231	648	21,210	56,914	37,891	49,505	35,359	20,135	2,635	224,296

全庁調査の結果、平成13年度から20年度までの間における「差替え」が発生したのは、231所属で224,296千円が確認された。

(この金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと、平成13年度から20年度に「差替え」が発生した額は、179,815千円である。)

「差替え」については、会計検査院で指摘があった農林水産部及び建設部、今回の調査で明らかとなった総務部等の10部局で行われていた。

「差替え」は、実際の納品内容とは異なる内容で支出を行うものであるが、「預け金」のように業者に公金を預けることや、「一括払」のように後からまとめて支出するものではなく、個々の納品と引き換えに支出が行われるものであることから、数多くの所属で行われていた。

イ 「差替え」の使途について

「差替え」の使途については、「預け金」の場合と同様に、様々な事務用消耗品（USBメモリ、トナーカートリッジ、フラットファイル等）や備品（パソコン、プリンタ、デジタルカメラ等）の取得であり、すべてが公的使用に供されていたことが確認された。

「翌年度納入」について

「翌年度納入」の状況

(単位:千円)

部局名	該当所属数	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計	
知事政策局	(本庁) (地方機関) 1	(0) (1) 1	-	0	124	0	27	3	0	0	154
総務部	(本庁) (地方機関) 18	(0) (18) 18	0	1,322	6,120	8,610	12,822	10,155	5,858	0	44,887
県民生活部	(本庁) (地方機関) 6	(0) (6) 6	0	0	10,048	15,560	12,495	15,907	2,863	0	56,873
防災局	(本庁) (地方機関) 1	(0) (1) 1	-	-	0	24	0	491	0	0	516
環境部	(本庁) (地方機関) 1	(0) (1) 1	-	0	351	1,036	40	282	296	0	2,005
健康福祉部	(本庁) (地方機関) 30	(0) (30) 30	0	817	9,982	10,555	18,929	19,603	10,283	0	70,168
産業労働部	(本庁) (地方機関) 11	(0) (11) 11	0	418	4,082	3,981	4,889	5,184	5,055	0	23,610
農林水産部	(本庁) (地方機関) 19	(0) (19) 19	229	2,559	19,893	17,561	15,633	23,032	8,104	0	87,011
建設部	(本庁) (地方機関) 14	(0) (14) 14	-	5,009	18,969	27,787	21,070	27,565	29,127	0	129,526
教育委員会事務局	(本庁) (地方機関) 168	(0) (168) 168	321	2,775	26,609	25,230	20,465	24,442	14,738	0	114,579
小計	(本庁) (地方機関) 269	(0) (269) 269	550	12,900	96,179	110,343	106,369	126,664	76,323	0	529,329
企業庁	(本庁) (地方機関) 5	(0) (5) 5	0	0	8	301	63	87	0	0	459
病院事業庁	(本庁) (地方機関) 6	(1) (5) 6	0	0	1,847	360	3,716	3,364	4,572	0	13,860
合計	(本庁) (地方機関) 280	(1) (279) 280	550	12,900	98,034	111,004	110,148	130,115	80,895	0	543,647

全庁調査の結果、平成13年度から20年度までの間における「翌年度納入」が発生したのは、280所属で543,647千円が確認された。

(この金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと、平成13年度から20年度に「翌年度納入」が発生した額は、509,413千円である。)

「翌年度納入」は、納品が翌年度になったにもかかわらず、納品日付を現年度とする点以外に現実の取引と異なる点がないことから、「預け金」や「一括払」に比べて、数多くの所属で行われていた。なお、「翌年度納入」は、発注物品と納入物品が同じであることから、私的流用や用途不明金は生じ得ない態様である。

「前年度納入」について

「前年度納入」の状況

(単位:千円)

部局名	該当所属数	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計	
知事政策局	(本庁) (地方機関) 1	(0) (1) 1	-	0	0	0	174	49	0	224	
総務部	(本庁) (地方機関) 16	(0) (16) 16	0	0	792	176	264	190	410	94	1,926
県民生活部	(本庁) (地方機関) 6	(0) (6) 6	0	261	276	134	757	580	0	30	2,037
防災局	(本庁) (地方機関) 1	(0) (1) 1	-	-	116	217	0	0	0	0	333
環境部	(本庁) (地方機関) 1	(0) (1) 1	-	0	19	97	287	0	425	20	848
健康福祉部	(本庁) (地方機関) 24	(0) (24) 24	0	2	596	2,706	1,746	746	3,432	1,650	10,877
産業労働部	(本庁) (地方機関) 10	(0) (10) 10	0	0	132	254	38	20	1,528	498	2,471
農林水産部	(本庁) (地方機関) 19	(0) (19) 19	0	3,397	9,834	5,238	4,922	7,946	3,665	6,786	41,788
建設部	(本庁) (地方機関) 13	(0) (13) 13	-	1,938	2,940	2,316	3,024	1,915	2,951	6,853	21,937
教育委員会事務局	(本庁) (地方機関) 184	(0) (184) 184	1	624	11,461	25,406	26,035	25,689	36,125	30,415	155,756
小計	(本庁) (地方機関) 275	(0) (275) 275	1	6,221	26,165	36,544	37,072	37,261	48,586	46,346	238,196
企業庁	(本庁) (地方機関) 8	(0) (8) 8	0	0	110	757	438	1,788	822	1,086	5,002
病院事業庁	(本庁) (地方機関) 5	(0) (5) 5	0	24	365	1,439	186	576	4,378	19	6,988
合計	(本庁) (地方機関) 288	(0) (288) 288	1	6,246	26,640	38,741	37,696	39,625	53,786	47,450	250,186

全庁調査の結果、平成13年度から20年度までの間における「前年度納入」が発生したのは、288所属で250,186千円が確認された。

(この金額は、会計検査院から指摘されたものを含む金額であり、それを除くと、平成13年度から20年度に「前年度納入」が発生した額は、239,264千円である。)

「前年度納入」は、納品が前年度にされているにもかかわらず、現年度の予算で支払うものであるが、現実の取引と異なる点がないことから、「預け金」や「一括払」に比べて、数多くの所属で行われていた。なお、「前年度納入」は、発注物品と納入物品が同じであることから、私的流用や用途不明金は生じ得ない態様である。

不適正な経理処理で取得した主な物品の状況

「預け金」、「一括払」及び「差替え」により取得した物品のうち、主要なものの状況は次のとおりである。

品名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計	左の内訳	
										会計検査院 指摘分	会計検査院 指摘分 を除く
パソコン(台)	0	52	57	18	22	22	15	0	186	93	93
プリンタ(台)	0	13	40	39	12	20	5	0	129	50	79
デジタルカメラ(台)	0	31	42	50	35	26	23	0	207	98	109
机、椅子等の什器類(個)	0	192	241	381	243	506	224	8	1,795	616	1,179

不適正な経理処理により取得した物品のうち備品については、その旨を表示した上で県有物品として管理するように平成20年12月17日付けで関係機関に対して指示されているところである。また、現物が確認できない備品については、故障等により廃棄済みであることが所属長によってすべて確認されている。

不適正な経理処理の相手方となった取引業者の状況

全庁調査の結果、不適正な経理処理に該当する取引の相手方となった業者の状況は次のとおりであった。

ア 該当業者総数(実数) 450社(者)

イ 不適正な経理処理類型別

(単位：社(者))

区分	預け金	一括払	差替え	合計
取引業者数	37	30	431	498

私的流用等の有無について

全庁調査の結果、私的流用や使途不明金は認められなかった。

3 国庫補助の対象外に係る賃金・旅費の調査結果

調査結果の総括

今回の全庁調査の結果、平成15年度から19年度までの間における賃金・旅費の補助対象外の総額は、186,526千円であった。

このほか、会計検査院の現地検査では、平成14年度から18年度分で、賃金・旅費の補助対象外の総額は、138,124千円で、合計で賃金・旅費の補助対象外の総額は、324,649千円であった。

国庫補助の対象外に係る賃金の調査結果

賃金の全庁調査での結果、平成15年度から19年度までの間における補助対象外の総額は、32,307千円であった。

このほか、会計検査院の現地検査では、平成14年度から18年度分で補助対象外金額は26,352千円で、賃金の補助対象外の金額は、合計で58,659千円であった。

国庫補助の対象外に係る旅費の調査結果

旅費の全庁調査での結果、平成15年度から19年度までの間における補助対象外の総額は、154,219千円であった。

このほか、会計検査院の現地検査では、平成14年度から18年度分で補助対象外金額は111,772千円で、旅費の補助対象外の金額は、合計で265,990千円であった。

【調査の結果】

(単位:千円)

区分	本庁			地方機関			計			
	賃金	旅費	計	賃金	旅費	計	賃金	旅費	計	
14年度	216	10,903	11,119	4,762	7,282	12,044	4,977	18,185	23,162	
15年度	796	22,191	22,987	5,174	23,952	29,126	5,970	46,142	52,112	
16年度	785	20,068	20,853	6,095	25,626	31,721	6,879	45,695	52,574	
17年度	889	25,698	26,587	11,227	26,891	38,118	12,116	52,589	64,705	
18年度	240	21,452	21,692	15,408	26,859	42,267	15,648	48,311	63,959	
19年度	125	27,678	27,802	12,944	27,390	40,335	13,069	55,068	68,137	
計	3,050	127,990	131,040	55,609	138,001	193,610	58,659	265,990	324,649	
内訳	県調査	1,789	49,381	51,170	30,518	104,838	135,356	32,307	154,219	186,526
	会計検査院	1,261	78,609	79,870	25,091	33,163	58,254	26,352	111,772	138,124

第4 不適正な経理処理の発生原因

1 発生原因の究明

会計検査院の指摘を受けた農林水産部及び建設部における事実確認等の過程での関係職員からの聞き取り、経理適正化推進チーム座長による地方機関調査（平成20年11月11日及び14日）、経理適正化外部委員会の地方機関調査（平成20年12月3日）及び県立高校調査（平成21年1月8日）などを通じて、不適正な経理処理が発生した原因の究明を進めた。

その結果、次に掲げる、職員の意識、物品調達体制等及び予算執行等に関する原因が明らかになった。

2 職員の意識に関する原因

次の原因により、職員のコンプライアンス意識が薄れ、公金取扱いの重要性に対する認識が低下していた。

私的に流用するのではなく、業務上必要なものを購入するものであるため、許されるのではないかとの誤った認識があったこと。

手軽に、かつ、素早く物品を購入できるという状況に職員が疑問を持たなかったこと。

国庫補助事業費は県単独事業費よりも優先的に執行し余らせないとといった認識や過去からの踏襲によって、職場でのチェック機能が低下した状況にあったこと。

3 物品調達体制等に関する原因

次の原因により、物品の調達や管理に関するチェック機能が十分に働いていなかった。

物品について、納品時の検査や在庫管理が適切に行われていなかったこと。

地方機関においては、本庁とは異なり、物品の購入要求、発注、納品検査、管理までの一連の物品管理事務が同一の所属内で行われてきたことから、内部統制が機能しにくい状況にあったこと。

4 予算執行等に関する原因

次の原因により、不適正な経理処理を行う状況が生じていた。

取得価格3万円以上の必要な備品を購入するための予算(備品購入費)が不足する場合、取得価格3万円未満の消耗品を購入するための予算(需用費)を流用して執行するといった正規の会計事務の手続が行われていなかったこと。

本庁から地方機関に対して年間分の執行見込額の提示をしていなかったことや、予算を配分する時期が遅いことから、結果として、地方機関は年間執行計画を立てにくく、物品購入時期が年度の後半となっていたこと。

消耗品の購入と同じく需用費で支出することとされている光熱水費の執行額の見込みが、年度末近くにならないと確定しないため、結果として年度末に消耗品の購入時期が集中してしまったこと。

新年度当初から必要となる教科指導書などの物品を、事前準備のため前年度末頃に納入させていたこと。

土地改良事業や道路整備事業などの国庫補助対象事業の公共事業には、工事費のほかに、事業を実施するために必要な事務費(需用費等)が含まれている。その事務費に不用額が生じた場合、国庫に返還することが煩雑であるとの意識があったこと。

第5 改善・再発防止策

1 経理適正化対策本部の設置と活動

平成20年12月15日、経理適正化に関する取組を全庁的な体制のもとで総合的に推進するため、知事を本部長、両副知事を副本部長、各部局長を本部員とする「経理適正化対策本部」を設置し、12月15日の第1回会議では、平成19年度分の不適正な経理処理に係る全庁調査の結果を受けて、当面の再発防止策等について決定した。

また、平成21年2月16日と2月26日にそれぞれ開催された会議において、全庁調査の結果を受け、今後の改善・再発防止策について、十分検討を行って決定された。

なお、改善・再発防止策の中には、不適正な経理処理問題の発生後、早期に実施可能なものは実施するとの知事の方針に基づき、既に取り組んでいるものがある。

2 改善・再発防止策

不適正な経理処理の発生原因を踏まえ、また、経理適正化外部委員会による助言等を真摯に受け止め、職員の意識改革、物品調達体制等の見直し、予算執行等の見直し、内部統制の強化、その他について検討を行い、次のとおり改善・再発防止策を取りまとめた。【内容の詳細については、別表「不適正経理に係る改善・再発防止策」のとおり】

今後、決定した改善・再発防止策をしっかりと実施していくが、その効果や問題点を定期的に検証することで、改善・再発防止に努めていくとともに、新たに効果的な改善・再発防止策があれば導入を検討していく。

(1) 職員の意識改革

ア 研修の充実・強化（コンプライアンスの徹底）

（平成21年4月から実施（一部、平成21年1月から実施））

速やかに職員の意識改革を図るため、所属長を対象とする研修を新たに実施したほか、所属長のほかにも、新規採用職員から管理職に至る職員全般を対象として、民間講師を活用したコンプライアンスに関する階層別の研修を実施する。

また、新任の出納員や新任の会計事務担当者を対象とする研修を新たに設けることによって、コンプライアンス意識の高揚と公金取扱いの重要性に対する認識の向上を図る。

イ 公益通報制度の職員への周知徹底

(平成21年4月から実施)

既に設けている公益通報制度(平成18年4月1日から制度化し、平成20年1月1日からは弁護士による外部窓口を設置)について、一層の周知徹底を行い、法令に違反する行為等の防止を図る。

(2) 物品調達体制等の見直し

ア 納品書の徴取、保存

(平成20年11月から実施)

物品納品時に納品書を徴取し、支出金調書に添付して保存することによって、物品調達事務の適正化を図る。

イ 受領印の押印

(平成20年11月から実施)

納品書の余白に、物品を受領した担当職員が受領印を押し、責任の明確化を図ることによって、物品調達事務の適正化を図る。

ウ 計画的な物品の購入

(平成20年11月から実施)

物品購入時に在庫数量を確認し、発注伺い文書に付記することによって、物品調達事務や在庫管理の適正化を図る。

エ 契約状況の確認強化

(平成20年11月から実施)

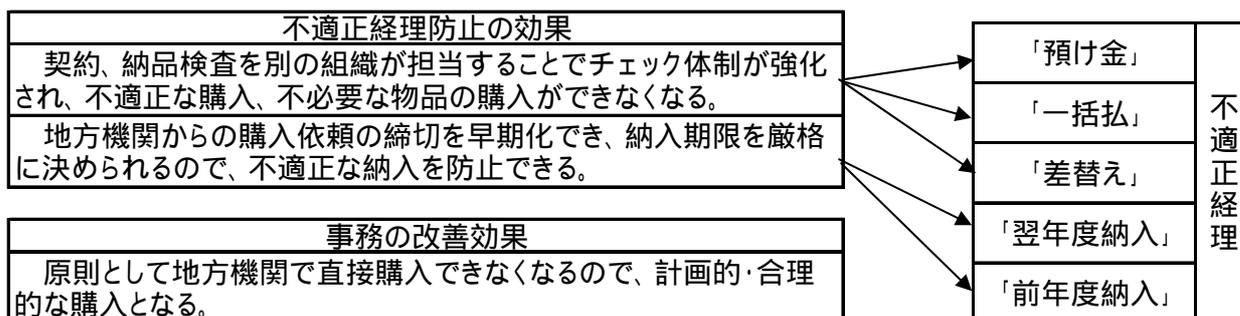
物品購入業者別及び品名別に集計した契約状況の一覧表を四半期毎、年度毎に確認することによって、物品調達事務や在庫管理の適正化を図る。

オ 物品調達体制の拠点化

(平成21年4月に組織設置、7月から運用開始)

地方機関の物品調達事務が同一の所属内で行われてきたことを見直し、出納事務局に調達課を設置して物品調達事務を尾張、西三河及び東三河の3か所の調達拠点で行うよう改めることによって、不適正な経理処理を防止する。

【本案による不適正な経理処理に対する効果等】



カ 契約制度の見直し

(平成21年4月から実施)

一者見積もりで随意契約できる限度額を3万円未満に引き下げ、チェック機能を強化することによって、不適正な経理処理を防止する。

キ 電子調達システムを用いたオープンカウンタ(公開見積競争)の利用拡大 (平成21年4月から実施)

電子調達システムを用いたオープンカウンタ(公開見積競争)の利用を3万円以上の文房具、事務用機器及び電算機器の調達に拡大することによって、物品調達時の不適正な経理処理を防止する。

(3) 予算執行等の見直し

ア 予算執行における不測の事態への対応

(平成20年度から実施)

年度の途中で不測の事態が発生し、それがやむを得ない事情の場合には、予算の流用制度を活用するよう徹底することによって、不適正な経理処理を防止する。

イ 当初予算の事務費の各部局への配当

(平成21年度予算から実施)

当初予算の事務費について、公共事業、単独事業などすべての事業につい

て年間執行計画の予定が立てられるよう年度当初の4月1日に年間分の90%を配当することによって、不適正な経理処理を防止する。

- ウ 当初予算の各部局の事務費のうち所管する地方機関への配分
(平成21年度予算から実施)

各地方機関の事務費について、公共事業、単独事業などすべての事業について年間執行計画の予定が立てられるよう年度当初の4月1日に年間分の90%を配分することによって、不適正な経理処理を防止する。

- エ 予算執行の実績を踏まえた地方機関への予算配分の見直し
(平成21年度執行から実施)

各部局主管課は、定期的に地方機関における予算の年間執行計画と実績の把握を行い、大きなかい離を生じるなど年度末までの予算執行に支障が生じるおそれがある場合は、予め年度の中途において配分見直しを行う。

- オ 予算執行時の国庫補助事業と県単独事業の執行区分の明確化
(平成21年度執行から実施)

本庁と地方機関において、国庫補助事業と県単独事業ごとに執行区分を明確化することによって、国庫補助対象外の執行を防止する。

(4) 内部統制の強化

- ア 会計指導検査の強化
(平成21年4月から実施)

会計指導検査の際、物品納入業者の帳簿との照合や物品の在庫状況等の検査を行うことや、抜き打ちの検査を実施することによって、不適正な経理処理を防止する。

- イ 監査委員の増員
(平成21年4月から実施)

監査委員を1名増員して5名体制とし、監査体制を強化することによって、不適正な経理処理を防止する。

- ウ 監査委員事務局監査の強化と外部専門家との協働
(平成21年4月から実施(一部、平成20年11月から実施))

監査委員事務局監査の際、物品納入業者の帳簿との照合や物品の現物確認など実効性のある監査を行うこととしたほか、従来の監査に加え監査法人等と連携して監査を実施するなど、監査委員事務局の行う監査と外部専門家と

の協働を図り、監査体制を強化することによって、不適正な経理処理を防止する。

エ 人事課による監察の強化

(平成21年4月から実施)

人事課内に監察室を設置して、全機関の監察を行い、服務規律やコンプライアンス意識の徹底を図る。

(5) その他

ア 人事交流の促進

(平成21年4月から実施)

本庁、地方機関、部局間の人事異動を促進するとともに、物品調達担当者は3年で異動させ、原則2年は経理事務に従事させないこと等によって、経理の適正化を図る。

イ 諸基準の策定、見直し

(平成21年1月から実施)

被服等貸与品の管理を徹底することによって、物品管理の適正化を図る。

ウ 国庫補助制度のあり方についての国への要望

他の都道府県と協議をした上で、国庫補助事業の事務費に占める人件費の比率を弾力的に決められるようにすることや、国庫補助対象物品の明確化などについて国への要望を行い、不適正な経理処理を防止する。

(国土交通省に対しては、既に個別に愛知県として要望を行った。)

不適正経理に係る改善・再発防止策

区分	項目	現状（従来）	改善・再発防止策		効果					
					不適正な経理処理					
			内 容	改善時期	預け金	一括払	差替え	翌年度 納 入	前年度 納 入	
職員の 意識 改革	1 研修の充 実・強化 (コンプ ライア ンスの徹 底)	人事課倫理研修 (年2回) <対象者> 各所属総務 担当班長 <研修内容> ・不祥事防止 ・倫理規程 ・懲戒処分基準 ・不当要求行為 ・職場環境づくり ・人事評価制度	人事課倫理研修(年3回) <対象者> 各所属総務担当班長(継続) 各所属長(新設) 【コンプライアンス研修に改称 (年3回)】 <対象者> 各所属長(継続) 各所属総務担当班長(継続) 各所属出納員(新設) <研修内容> ・法令遵守 ・管理職としての自覚 ・公金意識の醸成 ・公益通報制度 等 研修内容の追加 「民間講師の積極的活用」	平21.1 平21.4						
		部局職場研修の支援	部局職場研修の支援(継続)							
		研修所研修 ・新規採用職員研修 ・キャリアマネジメント研 修 ・新任班長研修 ・新任管理職研修 ・トップセミナー	研修所研修 ・新規採用職員研修 ・キャリアマネジメント研 修 ・新任班長研修 ・新任管理職研修 ・トップセミナー (コンプライアンス科目の新設) 「民間講師の積極的活用」	平21.4						
			新任出納員研修(新設) <対象者> 本庁・地方機関の新任出納員 <研修内容> ・出納員の責任 ・出納員の担当事務 ・不適正な経理処理に係る改善・ 再発防止策等	平21.4						
			新任財務会計担当者研修(新設) <対象者> 新規に会計事務を担当する職員 <研修内容> ・会計事務担当者の心構え ・財務会計事務 ・不適正な経理処理に係る改善・ 再発防止策等	平21.4 ~5						
2 公益通報 制度の職 員への周 知徹底	人事課倫理研修、部局 研修で随時実施	人事課主催の倫理研修と部局研修で必 須実施	人事課主催の倫理研修と部局研修で必 須実施	平21.1						
		所属長研修で制度の周知徹底を図る 平成21年度は人事課主催のコンプラ イアンス研修と部局研修で必須科目とす る	所属長研修で制度の周知徹底を図る 平成21年度は人事課主催のコンプラ イアンス研修と部局研修で必須科目とす る	平21.4						

区分	項目	現状(従来)	改善・再発防止策		効果						
			内容	改善時期	不適正な経理処理				補助の対象外		
					預け金	一括払	差替え	翌年度納入		前年度納入	
物品調達体制等の見直し	1 納品書の徴取、保存	・納品書の扱いに定めなし	・納品書を徴取し、支出金調書に添付して保存する。	平20.11							
	2 受領印の押印	・物品受領時の扱い定めなし	・納品書の余白に、物品受領職員が受領印を押印し、責任の明確化を図る。	平20.11							
	3 計画的な物品の購入	・毎月契約状況(明細)の確認のみ	・物品購入時に在庫数量を確認し、発注伺い文書に付記する。	平20.11							
	4 契約状況の確認強化	(同上)	・物品購入業者別及び品名別に集計したものを四半期毎、年度毎に確認する。	平20.11							
	5 物品調達体制の拠点化	・地方機関の物品は、地方機関と一部本庁(出納事務局)で調達	・地方機関の物品調達事務が同一の所属内で行われてきたことを見直し、出納事務局に調達課を設置して、物品調達事務を尾張、西三河及び東三河の3か所の調達拠点で行うよう改める。(納品検査は、この3か所のほか、6か所の検査拠点で行う。)	平21.4 組織設置 平21.7 運用開始							
	6 契約制度の見直し	・一者見積の限度額は10万円以下	・一者見積で随意契約できる限度額を3万円未満に引き下げる。	平21.4							
	7 電子調達システムを用いたオープンカウンタ(公開見積競争)の利用拡大	・地方機関のみで、オープンカウンタの利用は10万円超(文房具・事務用機器及び電算機器の品目に限定)	・本庁及び地方機関で、オープンカウンタの利用を3万円以上(文房具・事務用機器及び電算機器の品目に限定)に拡大する。 ・順次、対象を拡大する。	平21.4 平22.4以降							
予算執行等の見直し	1 執行における不測の事態への対応	・平成15年度から1,000千円未満(超過勤務手当を除く全額)の流用について、各部署の主管課長専決で行うことができる制度を実施済	・年度途中の執行において不測の事態が発生し、やむを得ない事情の場合は予算の流用制度を活用する。(制度の徹底)	平20年度							
	2 当初予算の事務費の各部局への配当	・当初予算の各部局への配当基準 ・公共事業事務費 年度当初から必要となる額を配当 農水:内示額に運動建設:概ね50% ・単独事業事務費 原則60%を配当 ・一般行政経費 原則90%を配当	・総務部は当初予算の事務費について、公共事業、単独事業などすべての事業について年間執行計画の予定が立てられるよう4月1日に年間分の90%を配当する。(制度の充実)	平21年度 予算から							
	3 当初予算の各部局の事務費のうち所管する地方機関への配分	・当初予算の地方機関への配分基準 ・農水:地方機関年間分の概ね90% ・建設:地方機関年間分の20~25%	・各部局は当初予算の事務費について、公共事業、単独事業などすべての事業について地方機関の年間執行計画の予定が立てられるよう4月1日に年間分の90%を配分する。(制度の充実)	平21年度 予算から							
	4 予算執行の実績を踏まえた地方機関への予算配分の見直し		・各部局主管課は、定期的に地方機関における予算の年間執行計画と実績の把握を行い、大きな乖離を生じるなど年度末までの予算執行に支障が生じるおそれがある場合は、予め年度の中途において、配分見直しを行う。	平21年度 執行から							
	5 予算執行時の国庫補助事業と単県事業の執行区分を明確化		・本庁、地方機関が国庫補助事業と単県事業ごとに予算差引簿を活用して執行区分を明確にする。(制度の徹底)	平21年度 執行から							

区分	項目	現状（従来）	改善・再発防止策		効果						
			内 容	改善時期	不適正な経理処理					補助の 対象外	
					預け金	一括払	差替え	翌年度 納入	前年度 納入		
内部統制の強化	1 会計指導 検査の強化	・書類審査、備品管理状況、切手の保管状況のみ	・書類審査、備品管理状況、切手の保管状況の確認に加え、業者帳簿との照合や物品の在庫状況等の検査を行う。 ・抜き打ち検査を実施する。	平21.4 平21.4							
	2 監査委員 の増員	・監査委員4名体制	・監査委員を1名増員して5名体制とし、監査体制を強化する。	平21.4							
	3 監査委員 事務局監 査の強化 と外部専 門家との 協働	・書類審査のみ	・手法の見直し（ニーズに合った重点監査の充実） （業者帳簿との照合、物品の現物確認など実効性のある監査）	平20.11							
			・監査委員事務局の行う監査と外部の専門家の協働を図る。	平21.4							
	4 人事課に よる監察 の強化	・人事課監察・サービスグループが監察を実施	・人事課内に監察室を設置し、コンプライアンス意識の徹底、監察の強化を図る。	平21.4							
		・人事課において、約半数の機関を実施。残りの機関は各部局で実施	・人事課において、全機関の監察を実施。 （サービス規律、コンプライアンス意識の徹底）	平21.4							
	その他	1 人事交流 の促進	・本庁、地方機関、部局間の人事異動（若手、中堅職員が中心）	・本庁、地方機関、部局間の人事異動の促進（全職級に）	平21.4						
			・同一所属長期勤務者の異動 物品調達担当者は4年で異動	・同一所属長期勤務者の異動 物品調達担当者は3年で異動させ、原則として2年は経理事務に従事させない。	平21.4						
2 諸基準の 策定、見 直し		・個人賞与品の管理方法のみ規定（貸与品の総点検を実施）	・被服等賞与品の管理徹底（購入した被服等のすべてを整理簿により管理）	平21.1							
3 改善策の 効果の点 検・確認			・定期的に経理適正化の実施状況について点検・確認を行うとともに、新たに効果的な改善・再発防止策があれば、導入を検討していく。	平21.4							
4 国庫補助 制度のあ り方につ いて他の 団体と協 議し国へ 要望	・国庫補助事業の事務費に占める人件費率64%以下 ・4月以降の協議により、本省の各局の考え方に応じて適否を判断	・国庫補助事業の事務費に占める人件費の比率は、現在64%以下と定められている。 人件費以外の事務費（需用費等）を工事費にした場合、人件費も減額しなければならない。 人件費は、当初予算で年間分を計上しており、年度途中で国庫補助事業から単独事業に変更することは難しいため、人件費比率を弾力的に決められるよう改正要望を行う。 ・補助対象の明確化。 事務費の補助対象内容について明確な基準がなく、各年度4月以降の国との協議に判断が任されている。 このため、備品等の事務費は協議が整うまで執行ができない。 予算計上、執行が迅速にできるよう補助対象物品の明確化などを要望する。	他団体と協議が整い次第 要望								

第6 不適正な経理処理に係る職員の処分及び職員からの返還金

1 職員の処分に係る基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

今回の不適正な経理処理に係る「預け金」、「一括払」、「差替え」等の行為は、適正な手続を怠ったものであり、法令を遵守し、全体の奉仕者として行動すべき立場にある公務員として許される行為ではなく、県民の信頼を大きく失墜させた行為である。

今回の不適正な経理処理の背景には、職員に公金意識やコンプライアンス意識が希薄であり、業務に必要なものを購入するのであれば「預け金」、「一括払」、「差替え」等が許されるのではないかといった誤った認識があった一方で、物品の調達・管理システムが十分に機能していなかったこと等、県として内部統制が十分機能していなかったといった背景もあった。

したがって、処分に当たっては不適正な経理処理を全庁的な問題と考え、経理適正化外部委員会の意見を踏まえ、不適正な経理処理に関係した職員だけではなく、管理監督者に対しても厳正な処分を行う。

さらに、今回の不適正な経理処理が長年の慣行として行われていたことを踏まえ、特別職に対しても広く責任を求めた。

(2) 特別職

ア 知事

不適正な経理処理が行われていたことは、県という組織を統括する立場にあり、道義的責任や政治的責任を重く受け止め、自ら給与の減額措置を行う。

1 / 10 2月

イ 副知事

知事を補佐する職務があることから、自ら給与の減額を行う。

1 / 10 1月

ウ 教育長、企業庁長、病院事業庁長

教育長、企業庁長及び病院事業庁長についても組織の長として組織を統括する立場にあることから、自ら給与の減額を行う。

1 / 10 1月

エ 代表監査委員

監査委員は、第三者機関ではあるが、不適正な経理処理が長年にわたり行われていたことから、経理処理の執行などを監査する機関の代表として、自ら給与の減額を行う。

1 / 10 1月

(3) 一般職の職員

ア 管理部門、監査部門及び監察部門の幹部職員

長年にわたり不適正な経理処理を把握できず、結果として適正な事務処理の指導が不十分であったことから、不適正な経理処理が行われた年度（平成13年度から平成20年度）に、以下の職にあった職員（退職者を除く。）について文書訓戒を行う。

管理部門 総務部長、総務部次長、財政課長、会計管理者、出納事務局次長兼管理課長

監査部門 監査委員事務局長、監査委員事務局次長、監査第一課長、監査第二課長

監察部門 人事担当局長、人事課長

イ 不適正な経理処理に関係した職員

今回の調査で確認された不適正な経理処理に関係した職員（退職者を除く。）については、不適正な経理処理の態様ごとの基本となる処分量定に基づき、処分を行う。

本県の懲戒処分の基準を踏まえつつ、その行為の態様に応じ、具体的な処分量定を定めた。

区 分	基本となる処分量定	
	管理監督者	当事者
預け金、一括払、差替え	戒告、文書訓戒又は口頭訓戒	戒告、文書訓戒、口頭訓戒 又は所属長嚴重注意
翌年度納入、前年度納入	口頭訓戒又は所属長嚴重注意	所属長嚴重注意
賃金及び旅費の目的外使用	所属長嚴重注意	所属長嚴重注意

保存文書の保存期限前に文書を廃棄した職員

管理監督者及び当事者について、所属長嚴重注意

注 同一職員が複数の事案で処分の対象となる場合は最も処分量定が重い処分を行う。

不適正な経理処理に係る処分者数

(単位：人)

区分	戒告	文書訓戒	口頭訓戒	所属長 嚴重注意	計
部長級	4	24	2	1	31
部次長級	15	58	29	8	110
課長級	30	229	110	50	419
課長補佐級	0	124	0	86	210
主査級	0	4	1	3	8
主任級	0	0	1	2	3
合計	49	439	143	150	781

注：現在の職級で計上

知事部局等の他、企業庁、病院事業庁、教育委員会を含む。

2 職員からの返還金の基本的な考え方と対応

(1) 職員からの返還金の基本的な考え方

職員からの返還は、職員が県に損害を与えたとして賠償的な性格と、道義的責任や県民の皆様に対するおわびを包含するものと考えます。また、人事異動により当該部署や担当に配置転換されれば誰もが、このような不適正な経理処理に直接又は間接的に関与せざるをえなかった側面もあることを考慮すれば、公金の支出などに関与していない職員も含めて、県職員全体がともに負担することが公平である。

このような基本的な考え方のもと、経理適正化外部委員会の助言をいただき、以下、職員からの返還についての考え方を取りまとめた。

ア 返還の対象期間の考え方

公法上の債権の消滅時効が5年（地方自治法第236条第1項）とされていることから、法的には、原則として平成15年度から19年度までの5年間における不適正な経理処理が対象となる。

しかしながら、今回の不適正な経理処理の発覚のきっかけとなった会計検査院の实地検査の調査対象期間が、平成14年度から18年度までであり、国庫返還金と加算金の支払いによる県の損害は平成14年度分に遡ることを踏まえなければならない。

また、現行の5年の保存年限を超えて、支出関係書類が一部存在している平成13年度にも不適正な経理処理が行われてきたことを考え合わせれば、返還の対象期間は、調査を実施した平成13年度から20年度（12月）までの8年間とすべきである。

イ 返還の基礎となる額（返還対象額）

(ア) 全庁調査で判明した額

返還額については、会計検査院の指摘を受けて実施した、平成13年度から20年度までの全庁調査の結果に基づく不適正な経理処理の金額を、その基礎とする。

なお、平成15年度から20年度までの6年間については、全庁調査により全体を把握しているため、調査結果の数値を用いる。

(1) 推計により加える額

一方、平成13年度及び14年度は、現行における支出関係書類の保存期間を過ぎていることから、確認できた書類が少なく、詳細な調査ができなかったこと、また、当時の会計担当者へのヒアリングに基いて推定することには、正確性の問題もある。

そこで、残された書類と調査結果によれば、平成13年度や14年度当時においても、不適正な経理処理が存在していたことが確認できること、また、その規模について特段の変動要因も確認できなかったことから、平成13年度及び14年度の不適正な経理処理の額を、平成15年度と同程度と推計し、返還の基礎額に加えることとした。

ウ 利息相当額の考え方

返還対象の基礎となる額については、不適正な経理処理がなかった場合の利息相当額についても、返還することが相当であると考え。ただし、国庫返還金に係る利息相当額については、加算金が、原則年10.95%の利率で計算され、その金額を職員の返還対象とすれば、この部分については除いて考えることができる。

利息相当額について、民法上の損害賠償債務に対する遅延損害金として法定利率(5%)を適用する考え方や、余分に資金を調達する必要性が生じたとして対象期間における県債の表面利率(10年もの:1.3%~2.1%)、あるいは、不適正な経理処理がなければ当該地方公共団体の資金として運用されたであろうとみなし、対象期間における県の基金の運用利率(譲渡性預金等:0.020%~0.810%)を適用する考え方などがある。

返還については、職員が県に損害を与えたとして賠償的な性格があるとしても、上記のように、平成13年度及び14年度について、平成15年度と同程度と推定し、返還の基礎額に加えており、公金の金銭債権の消滅時効である5年よりも以前の分まで、全てに法定利率による利息を付する義務が必要かどうかを考慮すべきである。このため、不適正な経理処理により、県が余分に資金を調達するために要した費用を返還するとの考え方により、返還予定日(平成21年7月末)までの返還対象額にかかる利息相当額として、不適正な経理処理の発生年度毎の県債の表面利率の平均で計算した金額を返還することとした。

エ 返還対象額からの控除

(ア) 控除の考え方

今回のような不適正な経理処理に基づいて物品購入を行ったこと自体は、法令・規則に反するものであるが、その支出内容については、本来適正な経理処理を行っていれば、原則として公的支出として認定できるものであった。

違法な財務会計上の行為により、地方公共団体に財産上の損害が発生した場合、最高裁の判例（最判平成6年12月20日）において、財務会計上の行為により普通地方公共団体に損害が生じたとしても、他方、その行為の結果、その地方公共団体が利益を得、あるいは支出を免れることによって利得をしている場合、両者の間に相当因果関係があると認められる限りは、損益相殺を行うことができるとの考え方がある。こうしたことから、不適正な経理処理の金額全てを返還するには至らないと考えられる。

調査の結果、不適正な経理処理の対象となった「需用費」、補助対象外とされた「賃金」「旅費」については、正規の予算執行が可能な範囲を逸脱した不適切な支出や、私的な流用はなく、いずれも公的使用が認められることから、損益相殺の考え方に基づき、一定のメルクマールに従って、返還金の対象について整理することとした。

公的使用を認め、返還金の対象から控除する場合の具体的なメルクマールとしては、経理適正化外部委員会からの助言をもとに、支払いが明らかであること（客観性）、公務への必要性が認められること（必要性）、公務に現に役立っていること（有用性）、公務のために正規の予算措置により対応が可能であること（予算措置可能性）、さらに、競争を経た調達価格であること（競争性）を加えた5要件で判断を行うこととした。

a 「預け金」「一括払」「差替え」

需用費のうち「預け金」「一括払」「差替え」は、正規の手続きと同様の手順を経ていないうえに、納品された物品等の必要性やその価格の相当性・適正性に問題があると思われる。

しかし、今回の「預け金」「一括払」「差替え」による納品を1件ごとにその必要性や価格の適正性を検証することは、相当年数も経過していることもあり極めて困難である。

他県の例では、「預け金」や「差替え」は、公的使用が明らかであっても、「預け金」及び「差替え」の金額の15%、又は「預け金」は20%、「差替え」は10%に相当する部分については、購入の必要性（メルクマールの「必要性」）や価格の相当性・適正性（メルクマールの「競争性」）に問題があったものと推認して、公的使用と認められる金額から差し引く、すなわち、職員からの返還金の対象とする考え方で整理しているものが見られた。

本県においても、文房具などの消耗品において、本庁における調達と「預け金」「一括払」「差替え」の取引における引き率の差が、約12%程度であったこと、さらに、一部ではあるが、公金で購入するには、通常購入するものより高価なものや、必要以上の機能を有するものもあったこと（必要性のうちグレードについて疑義が残るものがあったこと）を考慮することとした。

そこで、「預け金」「一括払」「差替え」は、公的使用が明らかであっても、それらの金額の15%に相当する部分について、価格の相当性・適正性（競争性）や必要性の一部に問題があったものと推認することとした。

b 「翌年度納入」「前年度納入」

一方、需用費のうち、年度またぎの「翌年度納入」「前年度納入」は、手続きの時期と納入の時期が都合により年度をまたいで行われたもので、発注時における必要性のチェックや価格の決定については、正規の手続き同様の手順を経ている。このため、～のメルクマールを満たし、全て公的使用（返還金からの控除）を認めることとした。

c 「賃金」「旅費」

「賃金」「旅費」は、国庫補助の対象外に使用したものであるが、現に県の公務として「賃金」「旅費」は使用されたものであり、また、支払いも電子システムなどで明らかであり、県費での予算措置は可能なものであることから、～のメルクマールを満たし（は需用費のメルクマール）全て公的使用（返還金からの控除）を認めることとした。

(1) 納入業者等から返還された預けに係る執行残額

納入業者が保管していた預けに係る執行残額については、既に県に返還されており、職員からの返還金の対象からは控除することとした。

オ 国庫返還金と加算金の職員負担の考え方

今回の不適正な経理処理は、もともとは会計検査院の指摘により明らかになったものであり、これらにより生じた国庫返還金についても、県に対する損害に相当するとして、職員からの返還金の対象とすべきである。

しかし、「エ 返還対象額からの控除 (ア) 控除の考え方」で整理した損益相殺により、公的使用が明らかとされたものは控除することとしているため、「預け金」「一括払」「差替え」は、メルクマールを当てはめた結果、その一部に必要性や価格の相当性・適正性(競争性)に問題があったとして85%相当を公的使用と認め、この部分に係る国庫補助金相当額は、結果として職員からの返還金の対象から除くこととした。

一方、国庫返還金の加算金については、不適正な経理処理がなければ生じ得なかったことから、経理適正化外部委員会の助言を踏まえ、その全額を職員からの返還金の対象とすることとした。

カ その他の経費のうち返還金として職員負担とすべきもの

その他の経費についても、不適正経理に起因して県が余分に支払うこととなったものかどうかを基準として考えることとした。

今回の不適正経理の調査に要した経費として、経理適正化外部委員会に要した経費、元帳のコピー代や郵送料など業者から費用を請求された経費はもちろんのこと、県の作業用コピー代、さらには、今後の返還事務に要すると見込まれる経費についても、職員からの返還金の対象に含めることとした。

なお、調査のために職員に命じた時間外勤務手当については、期限を切って県が調査を命じた結果である(使用者である県の判断によって生ずることとなった費用)との考え方や、また、通常業務分と混然一体で分別が困難であるとの実態もあった。また、他県においては、職員からの返還金の対象とした例はなかった。

しかしながら、一方で、経理適正化外部委員会からの、不適正な経理処理がなければ生じ得なかったものであることを重く受け止める必要があるとの助言に沿って、分別が明らかとなっている本庁での需用費と賃金・旅費の作業チームの職員に係る時間外勤務手当相当額を、職員からの返還金の対象に含めることとした。

(2) 返還の総額

以上の結果を踏まえて、次表による金額を職員からの返還金額とした。

返還対象基礎額等の算定

(単位：円)

年度区分	不適正な経理処理 及び補助対象外の 執行総額	うち、「預け 金」「一括払」 「差替え」	総額のうち				備考
			うち、国庫	うち、県費	国庫分	県費分	
平成13年度推計額	271,892,025 (1,390,374)	95,106,021		95,106,021		271,892,025	総額は、平成15 年度と同額
平成14年度推計額	271,892,025 (91,519,129)	95,106,021	11,605,387	83,500,634	24,912,550	246,979,475	総額は、平成15 年度と同額
平成15年度分	271,892,025 (271,892,025)	95,106,021	21,917,231	73,188,790	67,994,281	203,897,744	
平成16年度分	266,604,526 (266,604,526)	64,285,519	11,486,866	52,798,653	59,935,486	206,669,040	
平成17年度分	286,206,584 (286,206,584)	73,657,408	13,084,742	60,572,666	62,765,659	223,440,925	
平成18年度分	290,224,359 (290,224,359)	56,524,570	10,501,988	46,022,582	64,869,358	225,355,001	
平成19年度分	231,679,732 (231,679,732)	28,861,837	2,899,604	25,962,233	53,188,091	178,491,641	
平成20年度分	50,208,998 (50,208,998)	2,758,539		2,758,539		50,208,998	
計	(A) 1,940,600,274 (1,489,725,727)	(X) 511,405,936	71,495,818	439,910,118	国庫分 333,665,425	1,606,934,849	公的使用額 (B) 1,863,889,384

13年度、14年
度を、15年度分
と同じとして整
理したもの。
()内は、
全庁調査結果の
数値。

(B) = (A) - (X) + (X) × 85 / 100

利息相当額(C)	加算金(D)
4,777,513	142,295,000

利息相当額
は、各年度の
15/100の金額
をもとに、対
象年度の10月1
日を起算日と
し、その年度
ごとの県債の
表面利率の平
均を用い、平
成21年7月未
だに返還す
るとして算
定。

会計検査分
60,951,000円、
県調査分
81,344,000円

公的使用額は、
「賃金」「旅
費」需用費の
うちの「翌年度
納入」「前年度
納入」の全額及
び、需用費の
うちの「預け金」
「一括払」「差
替え」の金額の
85%。

その他経費 (E)	
県の作業用コピー代、外部委員会 経費等	5,456,467
県が業者に支払うとした元帳コ ピー代、郵送料	41,551
返還手続に要する経費	2,000,000
職員の時間外勤務手当	26,369,475
計	33,867,493

返還額の算定

返還対象基礎額	1,940,600,274 円	(A)
公的使用額	1,863,889,384 円	(B)
利息相当額	4,777,513 円	(C) = (A - B - 国庫分) × 年度ごとの県債の表面利率の平均
国庫返還金の加算金	142,295,000 円	(D)
その他経費	33,867,493 円	(E)
納入業者からの預け金返還金	8,935,260 円	(F)
返還額	248,715,636 円	(G) = A - B + C + D + E - F

(3) 返還金の負担の考え方

ア 特別職

(ア) 知事

知事は、過去、県職員の公金に係わる不祥事や、他県・市での裏金問題発覚時等において、本県で同様の問題がないか、確認をしてきたが、このような事実についての報告はなかった。

しかしながら、今回の不適正な経理処理に係る返還については、県行政のトップである知事自ら、道義的責任や政治的責任を重く受け止め、職員とともに自主的に返還をするものとするが、知事については、公職選挙法において寄附行為が制限されていることから、給与の減額によって、返還に充てるのが相当である。

(イ) 知事以外の幹部職員

知事以外の副知事など幹部職員については、必要に応じて、関係部署に確認をしてきたが、本件のような事案については知り得なかった。その背景には、従来の会計検査や監査手法において、納入業者の元帳との突合といった踏み込んだ手法が採られてこなかったことがある。

今回の不適正な経理処理が、長年にわたり、全庁的に行われてきたもので、道義的責任や監督上の責任があることを重く受け止め、職員とともに自主的に返還をすることとし、副知事においては、知事を補佐する職として、他の職に比べより大きな額を返還していくこととした。

イ 職員

今回の不適正な経理処理が、長年にわたり、全庁的に行われてきたことを踏まえれば、多くの職員に広く負担を求め、自主的に返還することが適当である。

また、部局長の自主的な話し合いにおいても、そのような方向で検討するのが望ましいとされたところである。

このような考え方のもと、組織としての責任を重視する観点から、管理監督の職にある者など、実態に則して、その役職によって返還額に差をつけることとした。

ウ 退職者

今回の不適正な経理処理が、長年にわたり、全庁的に行われてきたことを踏

まえ、退職者に対しても、返還総額の一定割合部分の負担を求めることとした。

(4) 具体的な返還対象者と返還額

ア 特別職

(ア) 知事

知事は、下記イの部長級職員の返還額の20倍程度を、給与の減額措置で返還する。

(イ) 副知事

副知事は、下記イの部長級職員の返還額の10倍程度を返還する。

(ウ) その他の幹部職員

教育長、企業庁長、病院事業庁長及び代表監査委員は、一人当たり50万円を返還する。

イ 職員

職員一人当たりの返還額は、役職に応じた責任の度合いを考慮し、部長級12万円、部次長級10万円、課長級8万円、課長補佐級3万円、主査級2万円、その他の職員1万円とする。

ウ 退職者

退職者には、返還総額の10%程度(2,500万円)の返還を要請する。

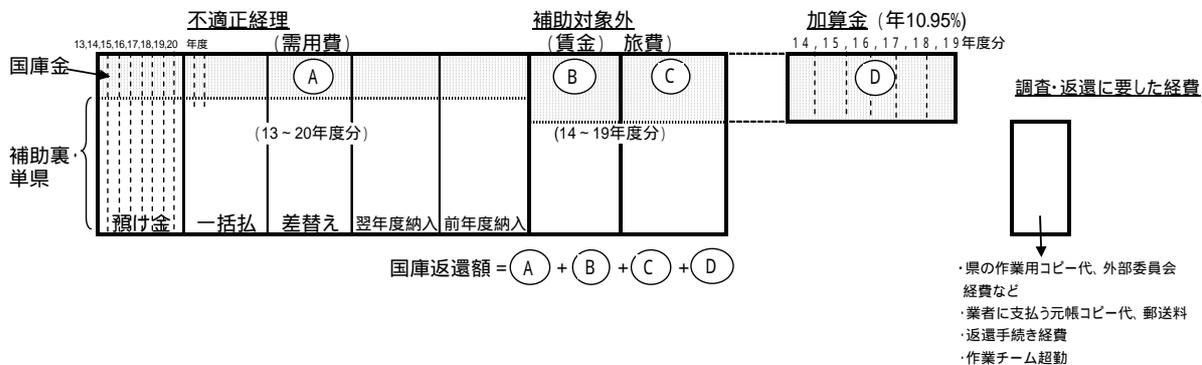
一人当たり1万円で広く返還への協力を要請するとともに、管理監督の職等で退職した者には、退職時の役職に応じた負担を要請する。

<返還の内訳>

区 分	金 額
常勤特別職等及び職員	225,000千円
退職者	25,000千円
合 計	250,000千円

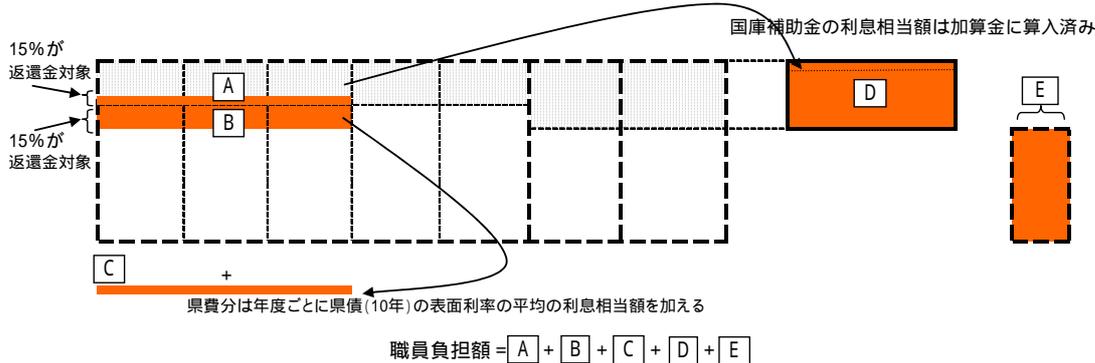
職員には、警察職員を除く。

国庫返還額(返還金と加算金)、調査・返還に要した経費(イメージ図)



- 調査では、需用費の不適正経理を5区分で、賃金・旅費は国庫補助対象外のものを洗い出し、
- 国へは不適正経理の需用費、国庫補助対象外の賃金・旅費での国庫金(A B C)とこれらに係る加算金(D)を国庫返還金として県から返還する。
- なお、不適正経理に関する調査と、今後の職員からの返還に要する経費が別途ある。

上記のうち、職員の返還金(イメージ図)



- 調査結果を受け、需用費の不適正経理のうち、預け金、一括払及び差替えの15%(国庫金Aと県費B)を職員からの返還金の対象とする。
- これらのうち、県費については利息相当額Cを加える。国庫返還金のうち加算金Dはすべてを職員からの返還金の対象とする(国庫金Aの利息相当額はこれに含まれる。)
- さらに、調査・返還に要した経費Eも職員からの返還金の対象とする。

第7 経理適正化外部委員会の主な意見

経理適正化外部委員会の山田靖典委員長、前川三喜男委員及び村松豊久委員からは、数々の貴重な意見をいただき、全庁調査を実施するとともに、この報告書を取りまとめたものである。ここに、いただいた主な意見を掲載させていただく。

【経理適正化外部委員会 経理適正化に関する主な意見】

1 調査方法について

- ・ 県は、平成13年度及び14年度についても、証拠書類が存在する場合には納入業者の元帳との突合が可能であることから、調査対象とすべきである。
- ・ 県は、全庁調査を実施する際には、物品納入業者の協力が得られず、業者の元帳との突合ができない場合でも、当時の担当職員への聞き取り調査を行い、確認を行う必要がある。
- ・ 県は、全庁調査について、膨大な量の調査を短期間で行わなければならないが、全庁をあげてやり遂げる必要がある。
- ・ 県は、全庁調査の段階で預け金の存在が判明した場合には、早期に預け金を解消すべきである。

2 調査結果について

- ・ 県の全庁調査結果については、全面的かつ詳細な公表が必要で、会計検査院の検査との比較も含めて公表すべきである。

3 地方機関調査について

- ・ 外部委員会が助言を行うためには、不適正な経理処理が行われた県立高校の現地調査を行い、実情を把握することが必要である。
- ・ 外部委員会の現地調査においては、地方機関から、不適正な経理処理によって購入した物品について、業務との関連性、必要性があるとの説明を受けた。今後の再発防止に向けては、必要な予算の手当をした上で、適正手続によって購入することが必要である。
- ・ 県においては、今後の公金の執行に当たって、適正手続が何よりも必要であり、職員は、必要な予算は税金によって賄われているという公金意識を常に保持する

ことが大切である。

- ・県においては、会計検査院の検査と地方自治法所定の監査との溝を埋めていくことが、今後の再発防止につながっていくと考える。

4 原因分析及び再発防止策について

- ・県におけるコスト意識、コンプライアンス、内部統制については、必ずしも十分であったとは言えず、民間の優れた部分は県も学ぶ必要がある。
- ・県は、企業における内部統制の考え方を取り入れるべきである。
- ・県の職員は、予算があるから物品を購入するというのではなく、本当に購入が必要かどうかを再考する必要がある。
- ・県が地方機関における物品調達体制を拠点化することは大きな見直しであるが、現行と見直し後をきちんと対比し、その効果を明らかにすることが必要である。
- ・県は、監査体制の強化が必要で、従来の監査に加えて、監査の専門家（公認会計士等）と連携した監査の実施についても検討すべきである。
- ・県は、今後、改善・再発防止案が徹底されているかを統括して確認する仕組みについても検討すべきである。
- ・県は、国庫補助制度の改善要望について、他県と協議してぜひ実施されたい。

5 不適正な経理処理に係る職員の処分及び職員からの返還金について

- ・県は、職員の処分について、他県の比較など総合的な判断の上に立った、適正、妥当な方針、内容とすることが必要である。
- ・県は、職員の処分や返還金を検討する際には、不適正な経理処理は、個人的な問題もあるが、長期、多岐にわたるため、組織的な責任という観点が必要である。
- ・県は、職員に返還を求める際には、返還対象年度、国庫補助の返還に係る加算金、返還までの利息相当額などをどうするか、十分に慎重な検討が必要である。
- ・県は、職員からの返還金の対象を検討する際には、国庫補助の返還に係る加算金が法定事項であり、不適正な経理処理があれば返還が必要となるものであることから、高利率ではあるが、全額を職員から県への返還金に含めることが必要である。
- ・県は、職員からの返還金の対象を検討する際には、職員の時間外勤務手当分についても不適正な経理処理に起因するものであることを踏まえ、県民にとってわかりやすく納得性の高い対応をする必要がある。

- ・県は、職員からの返還金の対象から控除する額を考えるに当たっては、客観性、必要性、有用性、予算措置可能性のほかに、県独自の視点として「競争性」を加えた5つの要件で判断すべきである。
- ・県は、職員からの返還において、特別職の返還額、一般職の返還対象者の範囲とその返還額をどうするかについて、十分に慎重な検討を行うべきである。